

# CENTRAL HELICOPTER SERVICE

2026年6月1日

---

## 安全報告書 (2025年度)

本安全報告書は航空法第111条の6の規定に基づき公表するもので、  
2026年3月31日時点の情報に基づき記載をしています。



# 目次

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針について	2
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制について	
2-1 安全確保に関する組織及び人員	3
2-2 日常運航の支援体制	8
2-3 使用している航空機	9
3. 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項について	10
4. 輸送の安全を確保するために講じた措置等について	
4-1 国から受けた行政指導等	11
4-2 情報の伝達及び共有に関する事項の概要	11
4-3 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要	11
4-4 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要	11
4-5 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要	11
4-6 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要	11
4-7 安全に関する目標の達成状況	12
4-8 安全に関する取り組みの実施状況	13





# 1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針について

(航空法施行規則 第221条の6 第1号関連)

弊社は、「安全方針」、「社長コミットメント」を掲げて安全の取り組みを進めています。

## 「安全方針」

会社は法令を遵守し、安全の維持を組織の最優先事項にする。

## 「社長コミットメント」

安全は事業運営の基本であり、社会的使命である。

安全に関する全ての情報を社員全員で共有し、

全ての社員が安全に関する活動に参加することによって、

お客様と社員の安全を確保することを宣言する。

CHS

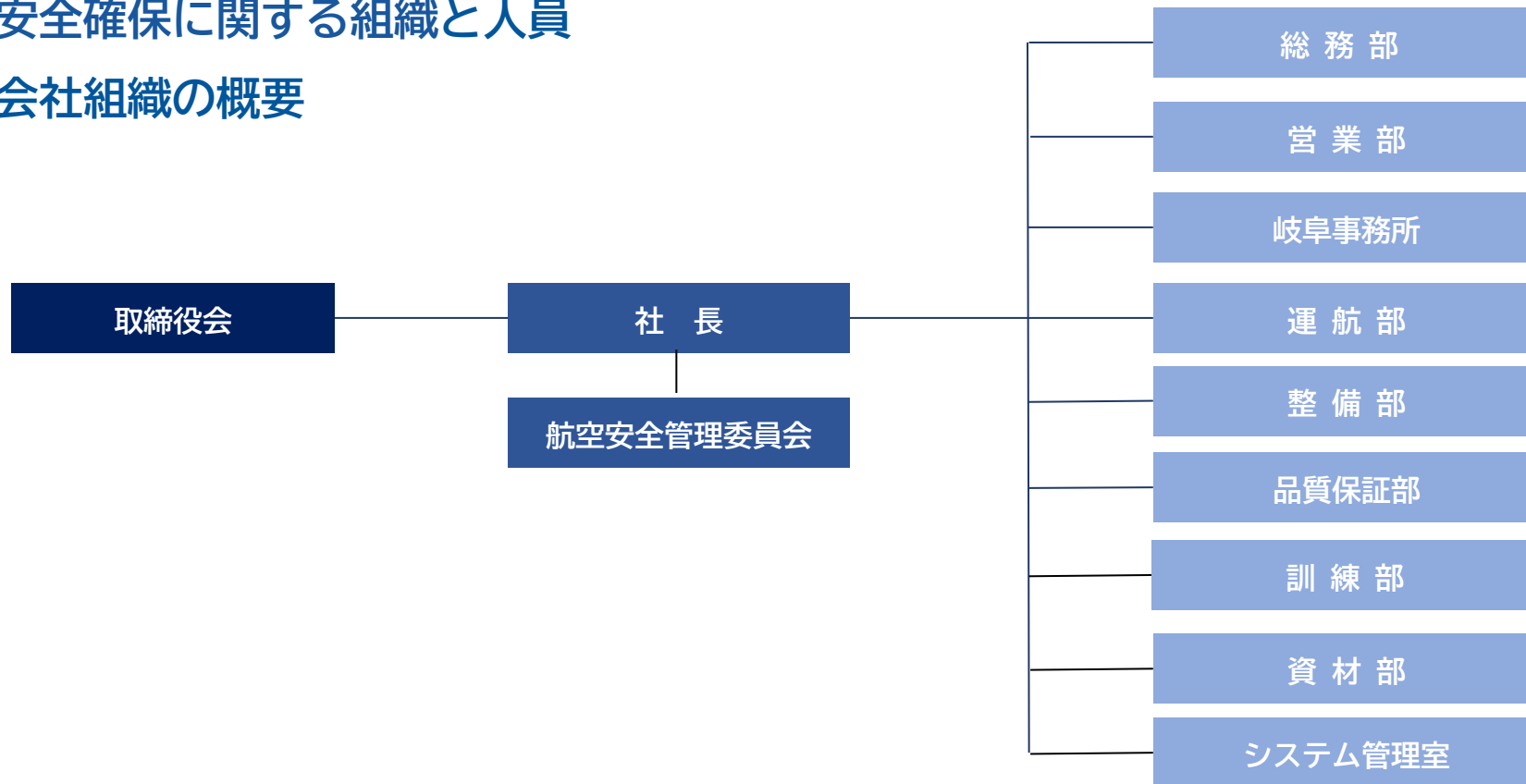


## 2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制について (航空法施行規則 第221条の6 第2号関連)

輸送の安全を確保するため、安全管理規程を制定し、安全の取り組みを統括的に管理する安全統括管理者をはじめ、各部門の責任体制を明確にした安全管理体制を構築しています。

### 2-1 安全確保に関する組織と人員

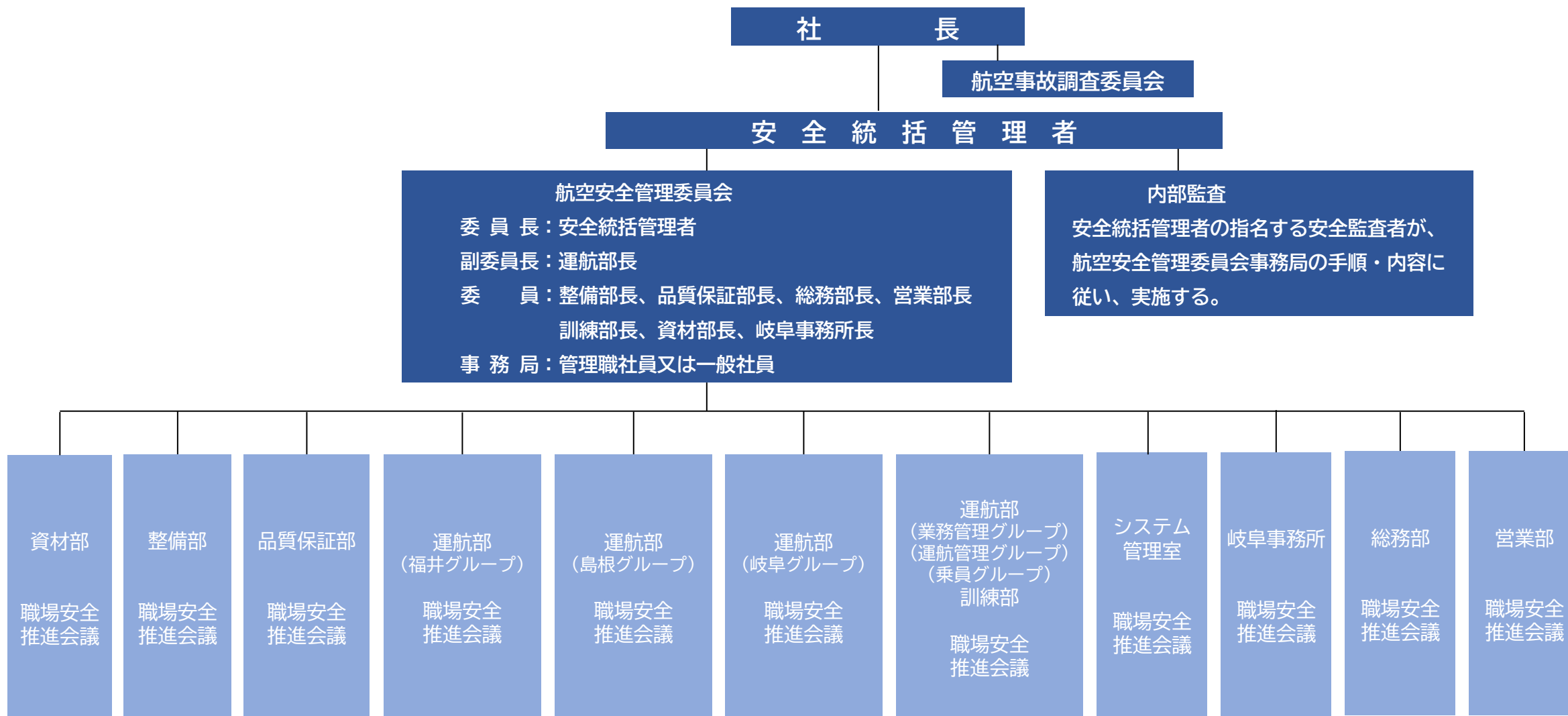
#### (1) 会社組織の概要





## (2) 輸送の安全確保に関する各組織の機能と役割

安全管理に関する組織及び役割は次の通りです。





## ① 経営責任者

経営の責任者である代表取締役 社長は安全管理規程に基づき、安全に関するコミットメントを行い、安全方針を決定し社内外に明示します。

安全に関する社内の重要事項に関する経営上の意思決定とそれに伴う経営資源の確保と配分を行います。安全統括管理者を任命し、安全管理体制が適切で、妥当性があり、かつ有効に機能するために安全管理体制を定期的に見直し継続的に改善を行います。

## ② 安全統括管理者

安全統括管理者は経営責任者が安全管理規程に定める選任要件を満足する者の内から任命し、安全管理規程に基づいて会社内の安全管理の取り組みを統括的に管理する責任者として安全管理体制の継続的な改善を推進するとともに関連部門の組織長に対し、安全に関しての助言、勧告及び援助を行います。安全に関する重要事項について社長に報告し、安全に関する施策、安全への投資などの重要な経営判断に直接関与します。

## ③ 航空安全管理委員会

各部門から独立した上位の機関として、安全統括管理者の職務遂行を補佐し、リスク管理の体系的な実施に中核的な役割を果たします。原則として毎月1回の会議を開催し、会社の安全管理体制に関する問題点及び必要な改善策等を討議し、安全管理体制の継続的な改善を図るため次のような活動を行います。

- ・ 航空の安全確保及び航空事故再発防止のための諸施策をとりまとめ、会社としての方針決定に寄与します。
- ・ 航空の安全確保及び航空事故の再発防止に資するため社内外の安全に関する情報や資料を収集し、社内に配布してその意義の周知徹底を図ります。
- ・ 日常業務の状況を適確に把握するため、その遂行する事業全般において発生する安全に関する情報を収集します。
- ・ 収集した情報を社長等含め必要な階層・部門に伝達します。
- ・ 航空の安全を確保するための諸施策の実施状況を点検し、必要に応じて是正勧告をします。
- ・ 航空の安全推進活動を指導し、安全意識の高揚を図ります。
- ・ 社外の航空安全に関する講習会等に参加し、社内に展開します。



#### ④ 内部監査

安全統括管理者により任命された内部監査員が会社の安全に係る業務の基準や手順が法令、規程類に適合し、文書化されているか、又その基準や手順通りに業務が実施されているか、業務プロセスが機能しているか、さらには必要な記録がとられているか等を確認します。各部署等に対し年度に1回以上実施します。

#### ⑤ 航空安全管理者・航空安全委員

航空安全管理者・航空安全委員は会社の各部署に所属する者の中から航空安全管理委員会により任命され、自部署の安全活動を推進し安全意識の高揚を図ります。

#### ⑥ 運航部

運航部は運航業務全般を統括するとともに、航空法、電波法等の関連法規、通達等に基づき航空運送事業及び航空機使用事業の航空機の運航に係る業務、ドクターヘリ全般に係わる業務、並びに事業機及び顧客機、自社機の運航、整備保管に関する業務全般を所掌します。

#### ⑦ 品質保証部

品質保証部は、顧客機・自社機に対する整備・改造作業全般の計画と管理、改造設計に係わる業務全般及びこれらの業務能力の維持・向上のための教育の計画とまとめ並びに整備関連許認可の維持・管理等、品質管理全般について所掌します。

#### ⑧ 整備部

整備部は顧客機・自社機の整備並びに改造作業全般及びドクターヘリ全般を所掌します。

#### ⑨ 訓練部

訓練部はB K 1 1 7型系列ヘリコプターの操縦士及び整備士の訓練、消防防災航空隊員の訓練の他、関連した業務を所掌します。

#### ⑩ 資材部

資材部は資機材の調達・サービスに対する契約の取りまとめ業務を所掌します。



### (3) 航空機乗組員及び整備従事者の数 (2026年3月末現在)

航空機乗組員	整備従事者
29 名	75 名



### (4) 運航管理担当者の数及び有資格整備士の数 (2026年3月末現在)

運航管理担当者	有資格整備士
24 名	60 名





## 2-2 日常運航の支援体制

### (1) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の定期訓練並びに審査について

航空局が定めた「運航規程審査要領」、「整備規程審査要領」、「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可申請要領」に基づき認可を受けた運航規程及び整備規程に従い、訓練並びに審査を実施すると共にMeTra※を活用して操縦士、整備士の各種作業手順、緊急操作手順の確認、定着を図っています。

また、次のような特別訓練や研修を追加して行っています。

- ・操縦士・・・フライトシミュレーター等による操縦訓練
- ・整備士・・・航空機メーカー、エンジンメーカーでの機体及びエンジンの整備研修



※ MeTra(メトラ)

弊社で開発したドクターヘリ運航に関わる医療関係者・操縦士・整備士の訓練用機材です。

### (2) 日常運航における問題点の把握と共有及び現場へのフィードバック体制について

安全に係わる事象、情報は社内データベースを活用した報告システム「発生情報」を活用し収集します。収集した事象等について要因分析を行い、再発防止策を策定し安全運航を確保します。この「発生情報」システムは、故障・不具合、ヒヤリハット等の情報を確認することができ、全社員で共有しています。

### (3) 安全に関する社内啓蒙活動について

年度計画を「安全取り組みカレンダー」にまとめ、次のような活動をしています。

- ・安全パトロール、内部監査
- ・安全に係る教育訓練
- ・航空安全管理委員会、職場安全推進会議（原則月1回）
- ・各種安全セミナー、講習会等への参加
- ・緊急対策処理要領（航空事故）による模擬訓練の実施
- ・エアロトヨタグループ各社との安全に係る情報の共有





## 2-3 使用している航空機(2026年3月末現在)

機種	機数	座席数	年度平均飛行時間	年間平均飛行回数	導入時期	平均機齢
川崎式 BK117 C-1型	1機	10席	215時間	1041回	1991年 導入	35.2年
川崎式 BK117 C-2型	5機	10席	218時間	1080回	2002年 初号機導入	16.3年
エアバス ヘリコプターズ式 BK117 D-3型	3機	10席	253時間	672回	2021年 初号機導入	3.8年

### 救急用具の装備状況

いずれの航空機にも「航空法 第60条及び航空法施行規則 第150条に基づき、旅客の安全を確保するため救命胴衣等の救急用具を搭載し運航を行っています。

また当社では、飛行中の航空機の位置を地上の運航管理卓で常時確認できる機器を搭載し運航を行っています。



### 3. 航空法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項について

(航空法施行規則 第221条の6 第3号関連)



2025年度に航空局に報告をした事象で、航空法 第111条の6に基づき安全報告書により公表すべき航空運送事業に関する事象、及び事象への対応は次の通りです。

(1) 航空事故※<sup>1</sup>、航空重大インシデント※<sup>2</sup> の発生はありませんでした。

(2) 安全上のトラブル※<sup>3</sup> の発生は1件あり、詳細は下記の通りです。

D-3型機 認定整備作業のメイン・ローター・ブレードの点検において、整備要目表に設定されている繰り返し作業の実施記録が残されていないことが確認された事象で、認定事業場に係る不安全事象報告、及び正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態として航空局に報告をしました。

該当部位の組立作業は2025年の耐空検査前整備にて実施されており、組立の際に作業者は航空機の製造者が発行した技術文書に従い組立作業を実施しましたが、管理部門からの作業指示は無かったため、記録に残す必要性はないと判断し作業を終えていました。

顧客機2機及び当社の該当機1機へ緊急の点検と復旧作業を実施しました。

また、同様な事例がないか、事業機について他機含め調査し、追加で作業が必要な案件は確認されませんでした。

社内指示の不手際、担当部署での認識の間違い、相互確認体制の不備が発生要因として挙げられ、次の4項目の再発防止策が策定されました。

- ・メイン・ロータ・ブレードに関連する不具合として、整備部門の不具合マップへ反映し、作業前に振り返りを確実に行えるようにした。
- ・見落としやすい不定期の繰り返し作業を抽出した確認リストを作成し、整備従事者が該当可否を確認する業務フローにより指示漏れを防止できるようにした。
- ・点検表に関連技術通報番号を明示し、整備従事者が作業基準・技術資料を容易に参照できるようにした。
- ・作業指示時の判断エラー防止と確認文化の定着を目的に、品質保証部による事例周知と教育の文書を作成し展開した。

※<sup>1</sup> 航空事故：航空機の墜落、衝突、火災、及び航空機による人の死傷又は物件の損壊等の事態が該当します。

※<sup>2</sup> 航空重大インシデント：航空事故には至らないものの、事故が発生する可能性があったと認められるもので、滑走路からの逸脱、非常脱出、エンジンの推力損失等の事象が該当します。

※<sup>3</sup> 安全上のトラブル：国土交通省 航空局に報告が義務付けられたトラブルのことで、事故や重大インシデントに至らないものの、航空機の運航に安全上の支障を及ぼす事態がこれに該当します。



## 4. 輸送の安全を確保するために講じた措置等について (航空法施行規則 第221条の6 第4号関連)

### 4-1 国から受けた行政指導等

2025年度に行政指導等を受ける事態はありませんでした。

### 4-2 情報の伝達及び共有に関する事項の概要

弊社の事業全般において発生する安全に関する情報を収集し、社員に伝達・共有するために社内システムを構築し活用しています。

### 4-3 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要

航空事故、重大インシデントや自然災害等が発生した場合に対応するため社内規程を定め、定期的に模擬訓練をしています。

### 4-4 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要

経営責任者の社長、安全統括管理者をはじめ、社内の各部署、室、事務所の内部監査を年1回以上実施しています。  
内部監査の結果は安全統括管理者を經由し経営責任者に報告した後に全社員に公開しています。

### 4-5 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要

安全管理規程において輸送の安全に係る文書についての保管期限を定め航空安全管理委員会 事務局が保管管理をしています。

### 4-6 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要

安全管理システムを構築する要素について、航空安全管理委員会等により有効に機能しているかの評価を行い、必要に応じ改善措置を講じています。



## 4-7 安全に関する目標の達成状況

2025年度の安全活動方針に基づき安全目標(安全性を定量的に測定するための目標とその数値)を定め、前述の安全取り組みカレンダーに沿って社員の教育・訓練を計画的、継続的に取り組みました。

2025年度の安全目標及び達成状況は以下の通りです。

### (1)無事故記録を継続(航空事故ゼロ、航空重大インシデントゼロ)

⇒ ゼロを継続しました。

### (2)データの収集と有効活用

・不具合情報の要因分析と再発防止策の策定100%

⇒ 100%実施しました。

・9件以上の優良事例を収集

⇒ 7件の優良事例を収集しました。

### (3)ヒューマンエラーに起因する不具合の削減(2件以下を目標としました)

⇒ 2件の発生があり、要因分析の促進を図り、対策を策定しました。

航空安全管理委員会で対策の評価を行い、職場安全推進会議等で周知し再発防止を図りました。

### (4)休業を伴う運航・整備作業での労働災害ゼロ

⇒ 3件の発生があり、要因分析の促進を図り、対策を策定しました。

航空安全管理委員会で対策の評価を行い、職場安全推進会議等で周知し再発防止を図りました。





#### 4-8 安全に関する取組みの実施状況

安全管理規程に基づき、安全管理システムが適正に運営され、有効に機能していることを確認するため、安全に関する目標の達成状況、是正・予防策の策定状況、及び内部監査の情報をもとにレビューを行いました。それらの結果を踏まえ2026年度の安全目標を次の通り決めました。全社員がベクトルを合わせ、目標の達成に向けて取り組んでまいります。

2026年度 安全目標	
無事故記録を継続 航空事故ゼロ／重大インシデントゼロ	0件
データの収集と有効活用 不具合情報の要因分析と再発防止策の策定／ 優良事例の収集	要因分析・再発防止策:100 %策定 優良事例の収集:9件以上
ヒューマンエラーに起因する不具合の削減	2件以下
休業を伴う運航・整備作業での労働災害ゼロ	0件

# Safety and Sincere Service



CENTRAL HELICOPTER SERVICE, LTD.